

平成30年8月8日

公 告

防衛省陸上自衛隊
西部方面総監部人事部
厚生課長 柳田 孝臣

福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、熊本県、宮崎県、鹿児島県及び沖縄県に所在する陸上自衛隊駐（分）屯地等における自動販売機の設置及び経営の業者を下記のとおり募集します。

記

1 公募に付する事項

- (1) 業務件名
飲料・食料自動販売機の設置及び経營業務
- (2) 業務期間
平成31年4月1日から平成32年3月31日
ただし、必要に応じ5年を超えない期間で更新することができます。
- (3) 設置場所
福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、熊本県、宮崎県、鹿児島県及び沖縄県に所在する陸上自衛隊駐（分）屯地等における指定場所

2 応募に必要な資格

- (1) 防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）又は同等の資格を有すること。
- (2) 業務の全部又は一部を第三者へ委託することなく、自動販売機関連業務の全てを自社で遂行できること。
- (3) 方面総監部主催説明会に参加すること。
- (4) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと。
- (5) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。
- (6) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと。
- (7) 役員等が暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと。
- (8) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。
- (9) 暴力団又は暴力団員及び(5)から(8)までに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者でないこと。

3 設置方法

国有財産法第18条第6項に基づく行政財産の使用許可

4 設置台数

(1) 飲料自動販売機

ア 缶・ペットボトル式 632台

イ 紙カップ式 6台

ウ ブリックパック式 17台

(2) 食品類自動販売機 48台

5 募集要領及び仕様書の配布

(1) 期間

平成30年8月20日(月)から平成30年8月30日(木) (土日を除く)
午前9時から12時、午後1時から4時

(2) 場所

募集要領・仕様書は、次の3箇所で受領できます。

ア 熊本県熊本市東区東町1-1-1

陸上自衛隊西部方面総監部人事部厚生課(総監部庁舎2階)

イ 沖縄県那覇市鏡水679

陸上自衛隊那覇駐屯地業務隊厚生科

ウ 長崎県対馬市厳原町浅原38

陸上自衛隊対馬駐屯地厚生班

(3) その他

公募へ参加する場合は、募集要領・仕様書の受領が必須です。

6 説明会の日時・場所等

(1) 日時

平成30年9月6日(木) 午後1時から

(2) 場所

熊本県熊本市東区東町1-1-1

陸上自衛隊健軍駐屯地仮設指揮所

(3) 説明事項

募集要領、提出書類等に関すること。

(4) 携行品

募集要領、仕様書

(5) 説明会の申し込み

説明会への参加希望者(各業者2名以内)は、平成30年8月30日(木)午後5時までに会社名、氏名、連絡先等を下記にご連絡願います。

(6) 注意事項

説明会に欠席された業者の方は、公募に参加できません。

7 お問い合わせ先

(1) 住所

〒862-0901

熊本県熊本市東区東町1-1-1

陸上自衛隊西部方面総監部人事部厚生課

(2) 連絡先

電話 096-368-5111 (内線2235)

電子メール rusu-wa@inet.gsdf.mod.go.jp

担当 飛松 (とびまつ) 又は 中村 (なかむら)

8 その他

細部の内容は、募集要領による。